

議案第 136 号

工事請負契約の変更について(旧東清掃事業所解体工事)

令和 6 年 3 月 19 日相模原市議会第 2 回定例会令和 6 年 3 月定例会議において議案第 33 号として議決を経て契約し、令和 7 年 5 月 22 日地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項として契約変更の専決処分を行い、令和 8 年 3 月 24 日相模原市議会定例会令和 8 年 3 月定例会議において議案第 39 号として議決を経て契約変更を行い、同年 6 月 23 日同項の規定により議会の議決により指定された事項として契約変更の専決処分を行った工事請負契約(旧東清掃事業所解体工事)について、契約金額「1, 198, 285, 000 円」を「1, 338, 865, 000 円」に、履行期限「本契約締結の日から 930 日以内」を「本契約締結の日から 1, 220 日以内」に変更する。

令和 8 年 9 月 18 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

提案の理由

解体する地中構造物(ごみピット)の中に残存していた液体から検出されたポリ塩化ビフェニルの飛散防止等の措置を講ずることに伴い、これらに係る費用の増額及び工事期間の延長が必要となったため、契約金額及び履行期限の変更をいたしたく提案するものである。